

# 北秋田市民生委員児童委員協議会の活動

平成17年3月の合併に伴い、「北秋田市民生委員児童委員協議会」が誕生しました。旧4町ごとに単位（地区）民生委員児童委員協議会を設置し、北秋田市全体で150人を定数とし、地域住民の身近な相談役として活動しています。

## 活動状況

民生委員・児童委員は、地域の相談役として、生活上の心配ごとや困りごと等の相談に応じ、関係機関へつなぐ「パイプ役」を担います。

地区名 (定員数)	相談・支援件数	その他の活動件数	訪問回数	連絡調整回数	活動日数
鷹巣地区 (70人)	2,506件	4,656件	7,451回	2,940回	6,691日
合川地区 (32人)	462件	2,093件	5,711回	1,208回	2,489日
森吉地区 (26人)	414件	2,207件	4,134回	1,285回	2,835日
阿仁地区 (22人)	379件	1,203件	3,809回	1,115回	2,233日
市合計 (150人)	3,761件	10,159件	21,105回	6,548回	14,248日

(平成28年度 民生委員・児童委員活動状況報告書より)

## 活動事例

毎月の定例会や各種研修会等で研さんを積み、地域での活動を行っています。

### 認知症サポーター中学生養成講座の開催

民生委員制度創設100周年記念事業の一環として、鷹巣南・鷹巣・阿仁・森吉・合川の順に市内5中学校において認知症サポーター養成講座を開催しました。少子高齢化が社会問題として、声高に叫ばれている昨今、地域の若い力である中学生へ、認知症は特別なものではなく、誰もがなる可能性のある病気であることや症状と接し方を説明し、認知症サポーターとしての知識を身につけてもらいました。



私たち民生委員・児童委員は、住民の「見守り役」「身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として、地域に根ざした活動を行っています。地域の課題は、我々民生委員・児童委員のみでの解決は不可能であり、行政や関係機関、なによりも地域住民の皆さまの協力が不可欠であります。

誰もが安心して生活できる地域づくりのためにも、民生委員・児童委員の活動を皆さまに知っていただき、住民一丸となって地域を支えていけるよう「よき隣人」として活動に取り組んでまいります。

北秋田市民生委員児童委員協議会 会長 柏木 清一



# 民生委員制度は 創設100周年を迎えました

大正6年に岡山県において創設された<sup>せいせい</sup>済世顧問制度を源とする「民生委員制度」は、平成29年に創設100周年という大きな節目を迎えました。また、昭和22年に公布された児童福祉法において創設された「児童委員制度」も創設70周年の節目を迎えます。

この2つの制度は、生活に困窮する人々を救うために始まった制度で、今日に至るまでさまざまな理由で生活上の課題を抱える人々の支えとなっっています。すべての民生委員が児童委員を兼ねており、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の孤立、生活困窮者の増加など、多様化・複雑化している地域課題に対し、住民の「見守り役」「身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として活動しています。

これからの民生委員・児童委員活動に関するスローガン

## 支えあう 住みよい社会 地域から

全国民生委員児童委員連合会

### ～ 民生委員・児童委員 活動の原則 ～

民生委員・児童委員の活動には「3つの原則」と「7つのはたらき」があります。

#### 【住民性】

自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

#### 【継続性】

福祉課題の解決は時間をかけて行うことが必要です。地域を担当する民生委員・児童委員の交代があった場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行います。

#### 【包括・総合性】

個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について、包括的・総合的な視点に立った活動を行います。

#### ① 社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

#### ② 相談のはたらき

地域住民が抱える課題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

#### ③ 情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

#### ④ 連絡通報のはたらき

住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。

#### ⑤ 調整のはたらき

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。

#### ⑥ 生活支援のはたらき

住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制を作っていきます。

#### ⑦ 意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生児童委員協議会とおして関係機関等に意見を提起します。